

協同農業普及事業の実施方針の概要

令和7年4月に改定された「協同農業普及事業の運営に関する指針」に基づき、国との役割分担の下、より効果的・効率的な普及指導活動を実施し、本県農業・農村の持続的な発展が図られるよう、「愛媛県協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定する。

1 重点的に取り組む普及指導活動の方向

本県農業の持続的発展、次世代への継承に向け、儲かる農業・出口戦略を強く意識した普及指導活動を実施しビジョンの目標達成を目指す。

【重点推進項目】

- (1) 流通・販売を見据えた産地化推進
 - マーケットインを意識した産地の育成
 - 産地を支える生産者の経営安定
 - 気候変動に適応する生産技術の普及推進
 - 新技術等の実証・普及とスマート農業技術の活用
 - みどりの食料システム戦略の推進
- (2) 地域農業を支える多様な担い手の確保・育成
 - 新規就農者の確保・定着
 - 意欲ある農業者の育成・支援
 - 集落営農の推進、女性の活躍促進
 - 農業支援サービス事業体の活用促進
 - 農業大学校（ひめカレ）等における実践的研修教育の推進
- (3) 地域特性を活かした魅力ある農村地域の創造
 - 西日本豪雨災害からの復興支援、大規模自然災害への対応

2 農業に関するハブ機関としての普及組織の確立と活動体制

- 農業者、関係機関、民間企業等をつなぐハブ機関として連携を強化
- 多様な関係者のコーディネート役を担うことによる産地プロデュース機能の発揮

3 地域農業をリードする普及指導員の資質向上

- 普及指導員の世代交代への対応 ⇒ 知識、技術、普及指導方法の継承（ICTの活用）
- より効果的な普及指導活動のためのファシリテーション能力の向上
- 農業者とともに困難な課題にスピード感を持って取り組み、成果を追求する実践型普及指導員の育成（人材育成方針の策定）

4 普及指導活動の効率的かつ効果的な実施

- 食料システム関係者等、多様な関係者との連携強化

5 普及指導活動の成果の情報発信に向けた取組

- 普及指導活動の成果を広く情報発信 ⇒ 普及指導活動への理解促進、認知度向上

6 その他

- 関係機関が行う農業教育への協力、普及指導員等OB職員の活用、国との連携